

別 紙

広報しまばら広告掲載基準

(広告掲載の位置及び順序)

- 1 広告物の掲載位置及び順序は、市が指定する。

(広告物の規格、掲載料等)

- 2 広告物の1枠当たりの規格及び掲載料の月額は、次の表のとおりとする。

| 規格 (縦×横)                   | 月額掲載料    | 掲載箇所           | 刷 色 |
|----------------------------|----------|----------------|-----|
| 50mm×88mm<br>(A4判の約10分の1)  | 10,000円  | 裏表紙の<br>前々面ページ | カラー |
| 50mm×178mm<br>(A4判の約5分の1)  | 20,000円  | 裏表紙の<br>前々面ページ |     |
| 100mm×178mm<br>(A4判の約5分の2) | 40,000円  | 裏表紙の<br>前々面ページ |     |
| 262mm×178mm<br>(A4判)       | 100,000円 | 裏表紙の<br>前面ページ  |     |

(広告の掲載枠)

- 3 広告掲載枠は、最終見開きページに広告欄を設け、月に11枠(A4判1枠及び「A4判の約10分の1」の場合、10枠)を原則とする。

(広告掲載の期間)

- 4 広告掲載の期間は、毎月発行する広報紙の1号当たりを1箇月とし、毎年5月号から翌年4月号までのうち、広告主が希望する月数とする。ただし、1回の申し込みで連続して掲載する期間は12箇月を限度とする。

(広告原稿の作成及び提出)

- 5 広告原稿は、広告主の負担で作成し、広報しまばら発行日(毎月1日)の前々月の20日までに電子データ(入稿データ形式:アウトライン化したAdobe Illustratorファイル)及びそれを印刷したものを秘書人事課へ提出すること。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成29年1月13日から施行する。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成31年1月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

この基準は、令和2年12月28日から施行する。